

病院機能評価 機能種別版評価項目 3rdG:Ver.3.0 解説集の新旧対照表

[精神科病院]

法改正、診療報酬改定、趣旨の明確化等により、解説文を修正する。修正理由および修正箇所は以下の通りとする。

【修正項目・修正理由 一覧】

中項目名	修正理由
1.1.4_患者支援体制を整備し、患者との対話を促進している	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い記載を修正した。 (2025年9月30日修正)
1.1.5_患者の個人情報を適切に取り扱っている	「個人情報保護法」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を踏まえて要求事項を具体的に記載した。
1.1.6_臨床における倫理的課題について継続的に取り組んでいる	現場で解決できない問題を適切な期間内に病院として対応する仕組みとなっていることも求めていることを明記した。(2025年9月30日修正)
1.4.2_医療関連感染制御に向けた情報収集と検討を行っている	現行では「院内の感染発生状況をモニタリングする」との曖昧な記載であったため、機構で求める感染状況の把握を明記した。特に、デバイスに関連する感染や手術部位の感染については、平時および感染状況に応じたより詳細なサーベイランスに分けて記載した。(2025年9月30日修正)
1.5.3_患者・家族の意見を活用し、医療サービスの質向上に向けた活動に取り組んでいる	「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」に沿うよう記載を修正した。
2.1.2_診療記録を適切に記載している	略語の使用と多職種による質的点検について、要求事項が明確になるよう修正した。
2.1.3_患者・部位・検体などの誤認防止対策を実践している	リストバンドなどの患者と一体の情報を用いた患者確認について、要求事項が明確になるよう追記した。
2.1.5_薬剤の安全な使用に向けた対策を実践している	「2.1.5」と「3.1.1」の関係が明確になるよう、「関連する項目」の記載を修正した。
2.2.2_外来診療を適切に行っている	審査で確認・評価している外来診療における、複数診療科の連携に関する要求内容を具体的に追記した。(2025年9月30日修正)

2.2.5_医療保護入院の管理を適切に行っている	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い記載を修正した。 (2025年9月30日修正)
2.2.6_措置入院の管理を適切に行っている	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い記載を修正した。 (2025年9月30日修正)
2.2.12_医師は病棟業務を適切に行っている	審査で確認・評価している病棟業務における、複数診療科の連携に関する要求内容を具体的に追記した。(2025年9月30日修正)
3.1.1_薬剤管理機能を適切に発揮している	「2.1.5」と「3.1.1」の関係が明確になるよう、「関連する項目」の記載を修正した。
3.1.2_臨床検査機能を適切に発揮している	パニック値等の重要な結果の迅速・確実な医師への伝達について、依頼医が不在の場合の対応を含め、要求事項が明確になるよう修正した。
3.1.3_画像診断機能を適切に発揮している	必要な検査を行ううえで誤解を招く表現であったため、必要な検査を行ったうえで、できる限り被ばくを少なくするという意味となるよう、記載を修正した。(2025年9月30日修正)
3.1.6_診療情報管理機能を適切に発揮している	「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版」に沿うよう記載を修正した。
3.1.8_洗浄・滅菌機能を適切に発揮している	一般社団法人日本医療機器学会「医療現場における滅菌保証のガイドライン」の求めに沿うよう記載を修正した。(2025年9月30日修正) ※現行の現況調査票(部門別、(10)中央滅菌材料部門(機能)、項目5-3)では、生物学的検知の実施回数の選択肢に「毎回」は存在しません。選択肢にて「A)1日1回」を選択し、備考欄に実施の実態を記載していただきますようお願い申し上げます(例、インプラントを滅菌する際は毎回など)。
4.1.1_理念・基本方針を明確にし、病院運営の基本としている	職員の行動規範・行動倫理の位置づけを明確化した。(2025年9月30日修正)
4.1.2_病院運営を適切に行う体制が確立している	公益通報者保護法の改正に伴い、記載を追加した。(2025年9月30日修正)
4.2.3_職員の安全衛生管理を適切に行っている	派遣職員や業務委託先の職員等の病院と雇用契約のない職員についても、健康診断結果の提出を求めるように読める記載であったため、「本項目のポイント」に留意点を明記した。

【新旧対照表】

下線部は修正箇所。

※頁数は現行の解説集のもの

頁※	箇所	修正後	現行
9	1.1.4_患者支援体制を整備し、患者との対話を促進している	<p>[解説]</p> <p>●患者が児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者からの暴力等を受けた疑いのある場合の対応方針</p> <p>医療機関では、家庭内などの暴力(児童虐待、配偶者虐待、障害者虐待、高齢者虐待)が疑われることがある。対応方針や警察、市町村担当窓口、地域包括支援センターなどに連絡する等の手順が明確にされ、現場で十分に認識されていることが求められる。</p> <p><u>また、精神科病院においては、院内における職員(委託業務従事者含む)による障害者虐待防止についても、研修(発見時の都道府県への通報を含む)の実施、相談体制の整備等、防止に向けた取り組みが求められる。</u></p>	<p>[解説]</p> <p>●患者が児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者からの暴力等を受けた疑いのある場合の対応方針</p> <p>医療機関では、家庭内などの暴力(児童虐待、配偶者虐待、障害者虐待、高齢者虐待)が疑われることがある。対応方針や警察、市町村担当窓口、地域包括支援センターなどに連絡する等の手順が明確にされ、現場で十分に認識されていることが求められる。</p>
10	1.1.5_患者の個人情報を適切に取り扱っている	<p>[解説]</p> <p>●個人情報保護に関する規程の整備と職員への周知</p> <p><u>患者が病院を受診することによって、医療者は患者の個人情報を知り得る立場となるが、知り得た個人情報の利用は、患者の事前の承諾に基づく目的・範囲に限定されるとともに、適切な管理・運用に努めなければならない。診療で取り扱う情報は、要配慮個人情報であることに特に留意する必要がある。</u></p> <p><u>病院内では、患者の診療上必要な情報を多岐にわたり共有しているが、近年ではIT化の進展とともに、情報が外部に大規模に流出する危険性が増大していることも考慮すべきである。要配慮個人情報が含まれる個人デ</u></p>	<p>[解説]</p> <p>●個人情報保護に関する規程の整備と職員への周知</p> <p><u>患者が病院を受診することによって知り得る個人情報や、診療経過で継続的に発生する個人データなどの情報を適切に管理・運用することは、個人の権利と利益を保護する上で重要である。</u></p> <p>病院内では、患者の診療上必要な情報を多岐にわたり共有しているが、近年ではIT化の進展とともに、情報が外部に大規模に流出する危険性が増大していることも考慮すべきである。</p>

一タの漏えいが発生、または発生したおそれがある場合は、速やかに個人情報保護委員会へ報告するとともに、概要、原因等を対象となる患者本人に通知しなければならない。例えば、診療情報が記録されたUSBを紛失した場合等が該当する。

病院が保有・管理する個人情報やデータベースを適切に保護し運用するためには、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を定め、その取り扱いに関する規程や運用手順を明文化し、遵守していかなければならない。

要配慮個人情報の第三者への提供は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」の「別表2」に規定するものを除いては、オプトアウトは認められることに留意する。これについても利用目的・範囲については掲示等により患者に示される必要がある。研究等における外部(第三者)への提供は、原則として本人の同意を得なければならない。

(略)

●個人情報の物理的・技術的保護

通常の診療業務以外で個人情報を利用する際には、申請内容(利用する個人情報、利用目的や目的に応じた提供範囲など)が病院として検討されていることが求められる。外部への漏えいは病院として大きなリスクとなるため、利用者への提供手順、提供後の管理、利用終了後の廃棄について規定されるとともに、個人情報の取扱いについて職員に周知されていることが必要である。

個人情報を物理的・技術的に保護するためには、各種情報機器に収納している個人情報を、紙媒体・可搬

病院が保有・管理する個人情報やデータベースを適切に保護し運用するためには、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を定め、その取り扱いに関する規程や運用手順を明文化し、遵守していかなければならない。また、患者情報を使用した研究や第三者提供についても、個人情報保護法等、各種法令・指針に基づいた規程の整備がされていれば適切である。

(略)

●個人情報の物理的・技術的保護

個人情報を物理的・技術的に保護するためには、各種情報機器に収納している個人情報を、紙媒体・可搬

		<p>記憶媒体・PCなどの情報機器に記録・コピーする場合の<u>規程</u>が厳守されていなければならない。また、アクセス・操作権限の設定、パスワードの管理、情報機器の関連場所の鍵管理、ネットワークのセキュリティ・ルール(無線LAN機器の管理や通信暗号化で用いるパスワード設定、院外システムに接続できる端末の制限等を含む)などの遵守が必要である。廃棄時の手順としては、シュレッダー、溶解処理など確実な手段による処理が求められる。</p> <p>運用手順については、個人情報利用規約、文書の管理、外部持ち出しの規程、<u>匿名化</u>などが明文化され、職員の遵守状況が定期的に確認される必要がある。特に、診療情報データの外部機関への提供や共有などに関する取り扱いについては、個人情報保護法等を踏まえて明確に規定され、遵守されていなければならない。個人情報に関連する内容の外部からの問い合わせや照会についても、手順が明文化され、遵守されている必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>記憶媒体・PCなどの情報機器に記録・コピーする場合の<u>規約</u>が厳守されていなければならない。また、アクセス・操作権限の設定、パスワードの管理、情報機器の関連場所の鍵管理、ネットワークのセキュリティ・ルール(無線LAN機器の管理や通信暗号化で用いるパスワード設定、院外システムに接続できる端末の制限等を含む)などの遵守が必要である。廃棄時の手順としては、シュレッダー、溶解処理など確実な手段による処理が求められる。</p> <p>運用手順については、個人情報利用規約、文書の管理、外部持ち出しの規程、<u>患者名の仮名加工情報化</u>などが明文化され、職員の遵守状況が定期的に確認される必要がある。特に、診療情報データの外部機関への提供や共有などに関する取り扱いについては、個人情報保護法等を踏まえて明確に規定され、遵守されていなければならない。<u>また</u>、個人情報に関連する内容の外部からの問い合わせや照会についても、手順が明文化され、遵守されている必要がある。</p> <p>(略)</p>
12	1.1.6_臨床における倫理的課題について継続的に取り組んでいる	<p>[解説]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●倫理的な課題を共有・検討する場の確保 <p>倫理的課題の多くは臨床現場にて当事者間で解決できることも多いが、現場で解決できない問題や重大な課題等については、病院としての判断を下す仕組みが必要であり、<u>病院が定めた適切な期間内に対応されることが求められる</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>[解説]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●倫理的な課題を共有・検討する場の確保 <p>倫理的課題の多くは臨床現場にて当事者間で解決できることも多いが、現場で解決できない問題や重大な課題等については、病院としての判断を下す仕組みが必要である。</p> <p>(略)</p>
28-29	1.4.2_医療関連感染制	[解説]	[解説]

御に向けた情報収集と検討を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ●院内での感染発生状況の把握 ●院内感染防止活動の継続的・定期的な把握 ●収集したデータの分析と検討 <p>医療関連感染制御にあたっては、<u>感染症発症</u>、<u>菌検出</u>等の把握・情報共有の仕組みが職員に周知されている必要がある。また、感染対策部門が中心となって、<u>院内外の感染症</u>の発生状況の把握と分析、臨床現場への報告・対策の指示、具体的な改善策の立案とその周知徹底が継続的に行われ、<u>院内の感染防止活動</u>の実施状況が定期的に把握されていることが求められる。</p> <p><u>感染状況</u>の把握にあたっては、患者の発熱や下痢、嘔吐といった感染症が疑われる症状の発現を捉えることや、MDRP、MRSA、VRE、CREなどの各種耐性菌の出現頻度の把握と病棟別・部署別の分析が求められる。アウトブレイク等を疑う際は、病室・ベッド毎などのより詳細な分析が求められる。</p> <p>人工呼吸器、中心静脈カテーテル、膀胱留置カテーテルを装着した患者の感染症(それぞれ、肺炎、菌血症、尿路感染症)については、一部の病棟・デバイスについてでも発生状況が把握されていれば高く評価される。感染の判定基準は医学的合理性に基づき、病院が決めたものを採用して差し支えなく、例えば、症状や徵候等から医師が感染症と判断したもの、抗菌薬を投与したもの、胸水や血液・尿などの培養陽性のものなどが考えられる。また、実際の感染状況に応じて対象とする部門や装着機器などを定め、JANIS(院内感染対策サーバイанс事業、厚生労働省)や JHAIS(日本環境感染学会)等で提示されている感染の判定基準を用いた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●院内での感染発生状況の把握 ●院内感染防止活動の継続的・定期的な把握 (移動) <p>医療関連感染制御にあたっては、発生状況の把握と分析、臨床現場への報告、具体的な改善策の立案とその周知徹底が継続的に行われ、定期的に把握されていることが求められる。<u>院内の感染発生状況をモニタリング</u>するとともに、<u>院内外の感染関連情報を一元的に集約化・分析する部署・担当者</u>が必要となる。</p> <p>●収集したデータの分析と検討</p> <p><u>医療関連感染</u>に関する院内の各種情報が収集・分析されていなければならない。自院の感染関連情報としては、院内の分離菌と菌種別の薬剤感受性などが基本となり、特に、MRSAを含む各種耐性菌の出現頻度の把握が必要である。病棟別・部署別の分析・検討に加えて、アウトブレイクを疑う際は、病室・ベッドごとの分析など、より詳細な検討が求められる。<u>病院の機能に応じて、SSI(手術部位感染)、CLABSI(中心ライン関連血流感染)、VAP(人工呼吸器関連肺炎)、CAUTI(尿路カテーテル関連感染)</u>など、部門別サーバイансが行われている場合には、高く評価される。</p>
--------------------	--	--

CLABSI(中心ライン関連血流感染)、VAE(人工呼吸器関連イベント)、CAUTI(カテーテル関連尿路感染)等のより詳細なサーベイランスが実施されていれば適切である。

手術部位の感染発生状況については、主要な術式のうち一部でも病院の定めた判定基準に基づいて把握していれば高く評価される。さらに、感染状況に応じてJANIS や JHAIS 等の感染の判定基準を用いたより詳細なSSI(手術部位感染)サーベイランスが実施されていれば適切である。

各種サーベイランスで収集・分析された情報に関しては、自院の問題点の分析、改善策の検討・立案・実行、結果の評価等に活用され、改善策は職員に周知徹底されていることが求められる。院内感染防止活動の実施状況は定期的に把握しなければならない。

●アウトブレイクへの対応

アウトブレイクとなる前の情報収集も重要であり、入院制限等に至る前に、通常レベルを超える感染発生率、稀な耐性菌の発生状況等を把握し、対策を講じることが求められる。そのためには、アウトブレイクに関する自院の定義を明確にして、委員会等の緊急召集や地域住民や関係者への事実の公表・連絡などを含め、アウトブレイクへの対応基準・手順を整備しておくべきである。特にインフルエンザやノロウイルスなどの主要な感染症および薬剤耐性菌については、より具体的な行動指針の整備が求められる。なお、アウトブレイクの正確な診断に向けて、PCRを用いた遺伝子的タイピング検査の積極的な実施や、自院に有する検査機器を用いた迅速な検査の

●アウトブレイクへの対応

アウトブレイクとなる前の情報収集も重要であり、入院制限等に至る前に、院内サーベイランスで通常レベルを超える発生率、稀な耐性菌発生等を拾い上げ、対策をとり制御するなど、積極的なサーベイランスと事実の公表等が求められる。そのためには、アウトブレイクに関する自院の定義を明確にして、委員会等の緊急召集やマスコミ発表などを含め、基準・手順が整備されるべきである。特にインフルエンザやノロウイルスなどについては、具体的な行動指針の整備が求められる。なお、アウトブレイクの正確な診断に向けて、PCRを用いた遺伝子的タイピング検査の積極的に行っている施設や、自院にその検査機器を有し迅速に検査を実施している場合は、高く

	<p><u>実施がなされていれば、高く評価される。</u></p> <p>(略)</p> <p>●院外での流行情報などの収集と活用</p> <p>(略)</p> <p>さらに、パンデミックが起こった際の近隣の流行状況に合わせた対応(フェーズに合わせた職員の移動制限、面会制限、実習生・ボランティアの受け入れ、研修会・患者会開催などについて)を組織的に定め、<u>職員に周知・徹底しておく必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>[本項目のポイント]</p> <p>◆自院の感染関連情報として収集すべき情報が明確となっていることを確認する。</p> <p>◆<u>手術部位感染の発生状況をどのように把握しているかを確認する。</u></p> <p>(略)</p> <p>[C 評価となりうる状況(例)]</p> <p>○院内、院外の医療関連感染に関する情報が収集・分析されていない。</p> <p><u>○院内感染防止活動の実施状況を把握していない。</u></p> <p>[関連する項目]</p> <p>・感染症パンデミック時の具体的対応は、主に本項目で評価する。災害対応の面から、病院としての組織的な対応については『4.6.1 災害時等の危機管理への対応を適切に行っている』で評価する。</p>	<p>評価される。</p> <p>(略)</p> <p>●院外での流行情報などの収集と活用</p> <p>(略)</p> <p>さらに、パンデミックが起こった際の近隣の流行状況に合わせた対応(フェーズに合わせた職員の移動制限、面会制限、実習生・ボランティアの受け入れ、研修会・患者会開催などについて)を組織的に定めておく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>[本項目のポイント]</p> <p>◆自院の感染関連情報として収集すべき情報が明確となっていることを確認する。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>[C 評価となりうる状況(例)]</p> <p>○院内、院外の医療関連感染に関する情報が収集・分析されていない。</p> <p>(新規)</p> <p>[関連する項目]</p> <p>・感染症パンデミック時の具体的対応は、主に本項目で評価する。災害対応の面から、病院としての組織的な対応については『4.6.1 災害時等の危機管理への対応を適切に行っている』で評価する。</p>
--	--	---

		<p>・抗菌薬の適正使用に関する情報収集と分析・検討については『2.1.10 抗菌薬を適正に使用している』で評価する。</p>	(新規)
34	1.5.3_患者・家族の意見を活用し、医療サービスの質向上に向けた活動に取り組んでいる	<p>[解説]</p> <p>●患者・家族へのフィードバック 患者・家族の意見・クレーム等の検討の結果や対応策は、直接回答、掲示などで患者・家族へ周知されれば適切である。患者満足度調査等のアンケートに関しては、<u>患者満足度調査を実施していることや調査結果の入手方法が、掲示やウェブサイトなどで案内されていれば適切である。</u></p>	<p>[解説]</p> <p>●患者・家族へのフィードバック 患者・家族の意見・クレーム等の検討の結果や対応策は、直接回答、掲示、<u>広報誌</u>などで患者・家族へ周知されれば適切である。患者満足度調査等のアンケート結果に関しては、<u>掲示やウェブサイトなどでの公開を含め、地域住民も閲覧できるようになっていれば適切である。</u></p>
50-51	2.1.2_診療記録を適切に記載している	<p>[解説]</p> <p>●基準に基づく記載 (略) 紙カルテにおいては、判読できる文字で記載されていることが求められる。<u>略語の使用については、使用ルールが定められており、複数の意味を有する同一の略語が使用されることのない運用が求められる。</u>なお、非常勤の医療従事者に対しても、これらのルールの徹底が求められる。 (略)</p> <p>●診療記録の内容についての点検(質的点検) 診療記録を適切に記載するために、診療記録委員会等による点検が行われていれば適切である。<u>多職種の診療記録が、医師を含む多職種により点検されている場合には高く評価される。</u>診療記録の質的点検にあたっては、患者情報の収集状況や治療計画等の立案内容、説明と同意のプロセス、治療結果の評価、退院にむけた支</p>	<p>[解説]</p> <p>●基準に基づく記載 (略) 紙カルテにおいては、判読できる文字で記載されていることが求められる。<u>略語等の多用は避けるべきであり、必要に応じて院内で略語等の使用ルールが定められていれば適切である。</u>なお、非常勤の医療従事者に対しても、これらのルールの徹底が求められる。 (略)</p> <p>●診療記録の内容についての点検(質的点検) 診療記録を適切に記載するためには、<u>記載方法に関するルール等の設定だけでなく、実際の記録内容に関して診療記録委員会等による点検対応(質的点検)</u>などが行われていれば適切である。質的点検にあたっては、患者情報の収集状況や治療計画等の立案内容、説明と同意のプロセス、治療結果の評価、退院にむけた支援</p>

		<p>援計画、退院時サマリーなどが確認されるとともに、改善が必要な場合には適切にフィードバックされる必要がある。具体的な点検事項等に関しては、日本診療情報管理学会の「診療情報管理士業務指針」などが参考になる。</p>	<p>計画、退院時サマリーなどが確認されるとともに、改善が必要な場合には適切にフィードバックされる必要がある。具体的な点検事項等に関しては、日本診療情報管理学会の「診療情報管理士業務指針」などが参考になる。<u>なお、医師の診療記録の質的点検は、病院の規模によつては同一診療科の医師を得ことができないなどの状況があり得るが、医師を含む多職種による質的点検を実施するなど、記録の質の向上を目指した工夫や対応がなされていれば高く評価される。</u></p>
52	2.1.3_患者・部位・検体などの誤認防止対策を実践している	<p>[解説]</p> <p>●患者の確認</p> <p>患者の本人確認を確実に行うためには、ID登録や受診の受付、リストバンドの使用において、正確な情報が登録される仕組みが定められていなければならない。</p> <p>臨床場面における患者確認の方法については、標準化された確認方法で実施されていなければならない。重要な場面では、2識別子(氏名と生年月日など)による確認が必要である。患者自身が意思表示できない場合の対応についても定められている必要がある。リストバンドを用いて患者確認を行う場合は、リストバンドは患者と一体となっていかなければならない。患者の状態に応じて、リストバンドの装着場所の変更、材質の変更、衣類への装着など、患者と患者情報が一体となる運用の工夫が求められる。夜間に点滴の交換等で本人を確認する必要がある場合も、患者と一体となった情報での確認を行うべきであり、ベッド柵や床頭台につけられている患者と一体でない患者情報での本人確認は避けなければならない。</p>	<p>[解説]</p> <p>●患者の確認</p> <p>患者の本人確認は、エラー防止の基本的事項である。ID登録や受診の受付、リストバンドの使用においては、最初に正確な情報が登録される仕組みが定められていなければならない。臨床場面における患者確認の方法については、統一された確認方法で実施されなければならない。重要な場面では、2識別子(氏名や生年月日など)による確認が必要である。患者自身が意思表示できない場合の対応についても定められている必要がある。</p>

58	2.1.5_薬剤の安全な使用に向けた対策を実践している	[関連する項目] (略) ・ <u>病棟や各部署における薬剤の適切な保管・管理への薬剤師の関与については『3.1.1 薬剤管理機能を適切に発揮している』で評価する。</u> (略)	[関連する項目] (略) ・ <u>病棟在庫薬(ハイリスク薬・麻薬等含む)以外の薬剤の適切な保管・管理については『3.1.1 薬剤管理機能を適切に発揮している』で評価する。</u> (略)
78	2.2.2_外来診療を適切に行っている	[解説] ●安全な外来診療 医療安全への配慮は外来であっても重要性は変わることなく、むしろリストバンドなどを装着しないことが多いことや、継続した対応が難しいという特性などもふまえ、患者・治療部位の誤認防止策や院内各部門との連携体制など、外来の特性に合わせた安全管理への配慮がなされていれば適切である。 <u>院内の複数診療科を同時に受診している患者に、治療中以外の症状が見つかった場合には、複数の診療科が調整しないままに治療が行われたり、互いに相手が治療を行うと考えて未対応になるようなことが避けられるよう、診療科同士が連携する必要がある。</u> また、他科に依頼した <u>外来手術・処置や、化学療法、人工透析、内視鏡検査・治療など</u> の相応の侵襲が予想される診療行為等においては、診療内容や診療結果が確実に依頼医へ伝達されるほか、依頼した科と実施部門が連携して、帰宅等の判断を含む安全な運用手順のもと行われていることが求められる。 <u>重複検査や重複処方、症状への未対応を防止するための仕組みや工夫が必要であり、特に、外来診療録が診療科別になっている場合には、注意が求められる。</u>	[解説] ●安全な外来診療 医療安全への配慮は外来であっても重要性は変わることなく、むしろリストバンドなどを装着しないことが多いことや、継続した対応が難しいという特性などもふまえ、患者・治療部位の誤認防止策や院内各部門との連携体制など、外来の特性に合わせた安全管理への配慮がなされていれば適切である。 また、他科に依頼して <u>外来手術や処置等</u> を行う場合や、 <u>化学療法、人工透析、内視鏡検査・治療など</u> の相応の侵襲が予想される診療行為においては、診療内容や診療結果が確実に依頼医へ伝達されるほか、依頼した科と実施部門が連携して、帰宅等の判断を含む安全な運用手順のもと行われていることが求められる。

86-87	<p>2.2.5_医療保護入院の管理を適切に行っている</p> <p>[解説]</p> <p>医療保護入院は、患者本人の同意が得られない場合に精神保健指定医の診察の結果、医療および保護のために入院が必要と認められた者が、家族等(配偶者、親権者、扶養義務者、および後見人または保佐人)もしくは市町村長の同意により行われる入院であり、<u>入院期間は法で定められている。入院および入院継続にあたっては、法の趣旨を踏まえた適切な対応が求められる。</u></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神保健指定医による病状評価と入院届および診療録への記載 ●精神保健指定医による医療保護入院継続の必要性とその診断根拠の診療録への記載 <p>医療保護入院では、精神保健指定医が必ず病状評価を行い、入院や入院継続の必要性とその診断根拠について、診療録、入院届、入院診療計画書、<u>入院期間の更新の届出</u>に記載しなければならない。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家族等の同意の手続き <p>家族等への<u>告知とその同意</u>が入院および入院継続の要件であることから、入院に際しての家族等の本人確認や続柄などの確認、<u>虐待の有無の確認</u>において、虚偽の申告等によるトラブルを未然に防ぐための慎重な対応が必要である。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療保護入院者退院支援委員会の開催 ●多職種チームによる医療保護入院継続の妥当性についての検討 	<p>[解説]</p> <p>医療保護入院は、患者本人の同意が得られない場合に精神保健指定医の診察の結果、医療および保護のために入院が必要と認められた者が、家族等(配偶者、親権者、扶養義務者、および後見人または保佐人)もしくは市町村長の同意により行われる入院である。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神保健指定医による病状評価と入院届および診療録への記載 ●精神保健指定医による医療保護入院継続の必要性とその診断根拠の診療録への記載 <p>医療保護入院では、精神保健指定医が必ず病状評価を行い、<u>医入院</u>や入院継続の必要性とその診断根拠について、診療録、入院届、入院診療計画書、<u>定期病状報告書</u>に記載しなければならない。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家族等の同意の手続き <p>家族等の同意が入院の要件であることから、入院に際しての家族等の本人確認や続柄などの確認において、虚偽の申告等によるトラブルを未然に防ぐための慎重な対応が必要である。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療保護入院者退院支援委員会の開催 ●多職種チームによる医療保護入院継続の妥当性についての検討
-------	--	--

	<p>●退院後生活環境相談員の選任</p> <p><u>法的に定められた期間内に、多職種による医療保護入院者退院支援委員会を開催し、入院期間更新について検討する必要がある。</u>検討の結果、更新が妥当と判断された場合には、入院期間が明確にされるとともに地域生活への移行促進に向けた具体的な取り組みが検討されるべきである。さらに早期退院に向けては、退院後生活環境相談員を中心とした多職種連携による積極的な取り組みが求められる。</p> <p>(略)</p> <p>●必要な事務手続きと届出</p> <p>医療保護入院では、入院時に入院届、同意書、入院診療計画書を、退院時には退院届を行政機関に10日以内に提出すべきであり、また、<u>入院期間ごとに</u>は、<u>入院期間の更新の届出</u>と当該報告から直近の退院支援委員会審議記録も提出しなければならない。精神科病院実地指導で書類の未提出や遅れが指摘されている場合には、改善策に取り組まなければならない。</p>	<p>●退院後生活環境相談員の選任</p> <p><u>医療保護入院者退院支援委員会などを活用した多職種チームでの医療保護入院継続の妥当性の検討や退院後生活環境相談員を中心とする早期退院への積極的な取り組みが必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>●必要な事務手続きと届出</p> <p>医療保護入院では、入院時に入院届、同意書、入院診療計画書を、退院時には退院届を行政機関に10日以内に提出すべきであり、また、<u>12か月ごとに</u>は、<u>定期病状報告書</u>と当該報告から直近の退院支援委員会審議記録も提出しなければならない。精神科病院実地指導で書類の未提出や遅れが指摘されている場合には、改善策に取り組まなければならない。</p>
90	<p>2.2.6_措置入院の管理を適切に行っている</p> <p>[解説]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●病院管理者による措置の状況の把握と定期的な検討 ●入院形態を変更するための努力 <p>多職種チームによる措置入院の妥当性の検討や<u>退院後生活環境相談員の選任</u>、病院管理者による状況の把握が必要である。また、自傷他害のおそれがなくなった際は、指定医の診察のうえで「措置症状消退届」の提出と措置入院の解除が行われ、入院形態変更や退院などの対応が求められる。<u>これら院内の取り組みに加え、院外の地域援助事業者との連携により患者の早期退院、</u></p>	<p>[解説]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●病院管理者による措置の状況の把握と定期的な検討 ●入院形態を変更するための努力 <p>多職種チームによる措置入院の妥当性の検討や病院管理者による状況の把握が必要である。また、自傷他害のおそれがなくなった際は、指定医の診察のうえで「措置症状消退届」の提出と措置入院の解除が行われ、入院形態変更や退院などの対応が求められる。</p>

		<u>社会復帰に向けた取り組みがなされていなければならぬ。</u>	
102	2.2.12 医師は病棟業務を適切に行っている	<p>[解説]</p> <p>●診療上の指導力の発揮 (略)</p> <p>また、基本的な検査や簡単な処置および治療行為が、医師の指示のもと関係する専門職種によって実施されることも多く、担当者との業務分担ならびに情報共有が適切になされている必要がある。</p> <p><u>患者に治療中以外の症状が見つかった場合には、複数の診療科が調整しないままに治療が行われる状況や、互いに相手が治療を行うと考えて未対応になるような事態が避けられるよう、医師を中心となって診療科同士が連携する必要がある。また、他科に依頼した手術・処置や、化学療法、人工透析、内視鏡検査・治療など相応の侵襲が予想される診療行為等においては、診療内容や診療結果が確実に依頼医へ伝達されるほか、依頼した科と実施部門が連携して転科・転院・帰宅等の判断を含む安全な運用手順のもと行われていることが求められる。</u> (略)</p>	<p>[解説]</p> <p>●診療上の指導力の発揮 (略)</p> <p>また、基本的な検査や簡単な処置および治療行為が、医師の指示のもと関係する専門職種によって実施されること多く、担当者との業務分担ならびに情報共有が適切になされている必要がある。</p> <p>(略)</p>
139	3.1.1 薬剤管理機能を適切に発揮している	<p>[関連する項目] (略)</p> <p>・<u>病棟や薬剤部門を含む各部署における薬剤の適切な保管・管理については『2.1.5 薬剤の安全な使用に向けた対策を実践している』で評価する。</u> (略)</p>	<p>[関連する項目] (略)</p> <p>・<u>ハイリスク薬、麻薬などの病棟在庫薬の保管・管理については『2.1.5 薬剤の安全な使用に向けた対策を実践している』で評価する。</u> (略)</p>
140	3.1.2 臨床検査機能を適	[解説]	[解説]

	切に発揮している	<ul style="list-style-type: none"> ●検査結果の迅速かつ確実な報告プロセス ●異常値(基準値外の結果)やパニック値の取り扱い (略) <p><u>パニック値が生じた場合など的重要な結果は、迅速かつ確実に依頼医に報告しなければならない。なお、依頼医が不在の場合は、処置等を行える医師へ報告がされ、看護師等を経由する場合でも迅速・確実に医師に報告されているべきであり、それらは記録されていなければならない。</u> (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●検査結果の迅速かつ確実な報告プロセス ●異常値(基準値外の結果)やパニック値の取り扱い (略) <p><u>パニック値が生じた場合などは、速やかに依頼医らに報告されなければならない。パニック値を含めて重要な結果は依頼した医師に確実に伝えられなければならない。</u> (略)</p>
142	3.1.3_画像診断機能を適切に発揮している	<p>[解説]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●タイムリーな実施 (略) <p>特に、侵襲のある検査の適応は慎重に判断されるべきであり、安全利用のための指針に基づき、被ばく線量の管理・記録を行い、放射線被ばくを<u>必要最小限</u>とする配慮も求められる。 (略)</p>	<p>[解説]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●タイムリーな実施 (略) <p>特に、侵襲のある検査の適応は慎重に判断されるべきであり、安全利用のための指針に基づき、被ばく線量の管理・記録を行い、放射線被ばくを<u>極力少なく</u>する配慮も求められる。 (略)</p>
148	3.1.6_診療情報管理機能を適切に発揮している	<p>[解説]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●診療情報の一元的な管理 (略) <p>電子カルテの場合、部門システムとの統合状況はさまざまであるが、必要な診療情報へのアクセスがモニター内で容易にできれば適切である。<u>一部の診療情報を紙媒体で記録・保管している場合や、紙の診療記録等をスキヤナ等により電子カルテに取り込む際に電子署名・タイムスタンプが導入されていない場合には、原本である紙媒体が患者ID毎に保管・管理されていなければならない</u></p>	<p>[解説]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●診療情報の一元的な管理 (略) <p>電子カルテの場合、部門システムとの統合状況はさまざまであるが、必要な診療情報へのアクセスがモニター内で容易にできれば適切である。<u>一部の文書等を紙保管している状況があっても、オーダリングシステムと紙文書ファイルが容易に突合できれば適切である。</u> (略)</p>

	<p>い。 (略)</p> <p>●迅速な検索、迅速な提供 (略)</p> <p>なお、診療記録をスキャナ等により電子カルテに取り込む場合には、一定期間内に遅滞なくスキャンが行われていれば適切である。</p>	<p>●迅速な検索、迅速な提供 (略)</p> <p>なお、診療記録をスキャナ等により電子化して保存する場合には、(適切な電子処理環境のもと)一定期間内に遅滞なくスキャンが行われていれば適切である。</p>
154- 155	<p>3.1.8_洗浄・滅菌機能を適切に発揮している</p> <p>[解説]</p> <p>●滅菌の質保証 (略)</p> <p>生物学的インディケーターは、<u>少なくともインプラントおよび内腔のある物など滅菌が困難な機器・器材については</u>、滅菌工程をモニターできるよう、PCD (process challenge device) の形態で<u>毎回</u>使用されていれば適切である。滅菌物・消毒物の不具合、処理過程のエラーなどの際には、リコールマニュアルに沿って速やかに行動しなければならない。 (略)</p> <p>●作業環境の整備</p> <p>洗浄・滅菌業務において使用する消毒薬は毒性や引火性を有することがあるため、取り扱いには細心の注意が必要である。 (略)</p> <p>[本項目のポイント] (略)</p> <p>◆単回使用医療機器(SUD)の再使用については、「製造販売業者によって再製造された SUD(再製造 SUD)」</p>	<p>[解説]</p> <p>●滅菌の質保証 (略)</p> <p>生物学的インディケーターは、滅菌が困難な機器・器材の<u>滅菌工程</u>をモニターできるよう、PCD (process challenge device) の形態で<u>少なくとも週1回以上</u>使用されていれば適切である。滅菌効果が不十分な場合は、前回の陰性判定までさかのぼり、速やかにリコールを手順に沿って実施しなければならない。 (略)</p> <p>●作業環境の整備</p> <p>洗浄・滅菌業務において使用する消毒薬は毒性や引火性を有することがあるため、取り扱いには細心の注意が<u>望まれる</u>。 (略)</p> <p>[本項目のポイント] (略)</p> <p>◆単回使用医療機器(SUD)の再使用については、「製造販売業者によって再製造された SUD(再製造 SUD)」</p>

		の使用に限定するなど、安全性への配慮が行われているかを確認する。	の使用に限定するなど、 <u>どのような</u> 安全性への配慮が行われているかを確認する。
170	4.1.1_理念・基本方針を明確にし、病院運営の基本としている	<p>[解説]</p> <p>●理念と基本方針の明文化 (略)</p> <p>理念と基本方針は、それぞれ別に明文化されなければならない。理念は長く親しまれる内容で策定されることが考えられ、表現は抽象的・概念的であってもよい。 <u>また、理念・基本方針を実現するために、各々の職員が行動する際の基準・ルールである行動規範・行動倫理が就業規則や職員倫理規程等で具体的に定められ、全職員に周知されていなければならぬ。</u> (略)</p>	<p>[解説]</p> <p>●理念と基本方針の明文化 (略)</p> <p>理念と基本方針は、それぞれ別に明文化されなければならない。理念は長く親しまれる内容で策定されることが考えられ、表現は抽象的・概念的であってもよい。 (略)</p>
172- 173	4.1.2_病院運営を適切に行う体制が確立している	<p>[解説]</p> <p>●組織内への決定事項の周知と遵守状況 (略)</p> <p>また、決定事項の院内での遵守状況を把握する工夫が行われていれば適切である。<u>一定以上の規模の病院においては公益通報窓口を設置するとともに、受付後の対応手順が整備され、職員への周知が行われていることが必要である。</u></p> <p>[本項目のポイント] (略)</p> <p><u>◆常時使用する労働者の数が 300 人を超える場合には、公益通報者保護法に基づく公益通報窓口の設置状況と職員への教育・周知の状況、通報が寄せられた際の対応を確認する。</u></p>	<p>[解説]</p> <p>●組織内への決定事項の周知と遵守状況 (略)</p> <p>また、決定事項の院内での遵守状況を把握する工夫が行われていれば適切である。</p> <p>[本項目のポイント] (略) (新規)</p>

		[参考資料・出典] ・消費者庁「公益通報ハンドブック」	[参考資料・出典] (新規)
184- 187	4.2.3_職員の安全衛生 管理を適切に行っている	<p>[解説]</p> <p>●健康診断の確実な実施 (略)</p> <p>非常勤医師や派遣職員・委託業務従事者が受診した健康診断の結果等についても確認しておく必要がある。</p> <p>[本項目のポイント] (略)</p> <p>◆雇用契約のある常時使用する職員(非常勤を含む)については、原則、病院に健康診断実施義務があり、結果を保存することが求められ、雇用契約のない者(派遣職員、業務委託先の職員等)については、院内感染防止・安全衛生の観点から、所属先等における受診の有無と健康状態に問題がないことの確認が求められることに留意する。 (略)</p>	<p>[解説]</p> <p>●健康診断の確実な実施 (略)</p> <p>非常勤医師や直接患者に接する派遣職員・委託業務従事者が受診した健康診断の結果についても確認しておく必要がある。</p> <p>[本項目のポイント] (略)</p> <p>◆非常勤医師が主たる勤務先で、また、直接患者に接する派遣職員・委託業務従事者が派遣元、委託先で受診した健康診断の結果が把握されていることを確認する。 (略)</p>